

## 第3回診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会

## 日本法医学会ヒアリングの回答の要点

診療行為に関連した死亡に係る死因究明等にあたり、行政機関内に「調査組織」を設置することに、日本法医学会としては、賛同できます。

そのうえで、「調査組織」で行われる死因究明等にあたり、以下の点を重点的検討課題にあげます。

1. 正確な死因究明のためには解剖が必要である
2. 透明性、公平性が確保され、なお強制力のある調査・捜査機能を有し、さらに「剖検センター」の機能を有する機関であること
3. 診療関連死の届出は義務化が必要であり、「届出ガイドライン」を明確に設定し、そのうえで、「異状死ガイドライン」と整合性をもたせる届出制度を整理すること。
4. 新制度を成功・維持するためには、人材育成(特に、剖検医師)は急務であり、人材育成のための支援策が必要である。

## 日本法医学会パブリックコメントの要点整理

## 2(1)

## ①調査組織のあり方

透明性、公平性が確保され、なお強制力のある調査・捜査機能を有し、さらに「剖検センター」の機能を有する機関として行政機関内に設置することが強く望まれます。

## ②新たな「調査組織」と現行制度の関係について

診療行為に明らかな過失・故意がある場合は、「警察」(医師法第 21 条)に、その他の診療行為に関連する事例の場合は、「調査組織」(法による義務化が必要)の調査の対象とすることで、関係は整理できるものと考えます。

## (3)調査組織の構成について

## ① 調査組織について

事務局の体制は、提案されている調査組織の根幹をなすもので、いかに事務局を組織し、人員と予算を措置し、調査・評価委員会(仮称)を支援できる体制、実際的な調査・捜査機能を有する体制を構築できるかが重要なポイントと考えます。現行の監察医制度や法医学教室、病理学教室の設備、人的体制を活用・充実し、その上で、「剖検センター」を目指すべきと考えます。

### 3 診療関連死の届出制度のあり方について

(1) 医師法第21条の異状死の届出との関係等の具体化を図る必要がある。

法医学会としては、「異状死ガイドライン」に従い、以下のように届出制度を整理することを提案します(附図参照)。

医療に対する信頼の確保、透明性の確保のためにも、診療関連死のすべての事例を「調査組織」へ届出ることとするが、「医師法第21条の異状死の届出」の対象としないようにすることは、大きな問題と考えます。医療従事者自らが、自身の症例を検討し届け出る制度を、明確に整理することで、国民に信頼される「調査組織」になると考えます。

#### (2) 届出先について

すべての届出先を、「調査組織」とすべきと考えます。

### 4 調査組織における調査のあり方について

(1) 調査組織における調査の手順について

① 死因調査のため、必要に応じ、解剖、CT等の画像検査、尿・血液検査等を実施

剖検室、病理組織検査室、画像検査室、尿・血液検査室、薬毒物検査室等の設置が必要で、その実施にあたっては、解剖補助者(解剖補助、記録、写真撮影、諸検査)および各種検査に必要な人員、経費の確保が不可欠。

#### (2) なお、今後の調査のあり方の具体化に当たって

③ 電話受付から、解剖実施の判断、解剖担当医の派遣調整等を迅速に行うための仕組み

調査依頼の受付に関しては、原則 365 日、24 時間体制の確立が届出の適正化のために必要不可欠と考えます。このような体制の確保のためにも、設備・人材・予算に裏付けられた「剖検センター」的な施設であることが望まれます。

### 6 行政処分、民事紛争及び刑事手続との関係

① 調査組織の調査報告書において医療従事者の過失責任の可能性等が指摘されている場合の国による迅速な行政処分との関係

過失がある場合に、民事責任以外になんら法的責任が問われないことは遺族のみならず、一般国民にも理解が得られないものと考えます。国として行政処分と刑事処罰の関係を含めた検討が必要です。

## 日本法医学会「異状死ガイドライン」についての見解

平成 14 年度日本法医学会  
第 3 回理事会決定(平成 14 年 7 月 27, 28 日)

(診療関連死関連部分抜粋)

日本法医学会「異状死ガイドライン」はその前文にも記載してある通り、異状死の解釈もかなり広義でなければならなくなっている。

検案とは単に死体で発見された場合の検査と言う意味に限局されるのではない。診療中の患者においても、その死の原因を究明すべく死体を詳細に観察することは検案に相当するもので、少しでも異状が認められたなら当然届け出の義務が発生するものである。

診療行為中または比較的直後の急死で、死因が不明の場合は医療過誤であるかどうかはともかく、将来紛争になる可能性が高い。従って、届け出る必要があることは理解できるものと考えらる。

一方、明らかな手術合併症による死亡については、明らかな危険性が予見され、その死に対して合理的な説明がつくものまでも異状死とするものではない。また、警察に届け出ることによって医師と遺族との信頼関係の破壊につながるとの考えがあるが、明らかな医療過誤であっても隠蔽してきた事実こそ問題である。警察および第三者的立場にある医師による判断を得ることは、臨床医にとっても益する所が多く、医療者自らが積極的に届け出る姿勢を取ることこそ患者との信頼関係を築くものである。

患者の予期せぬ死亡は解剖前に届け出るのが妥当であり、その後解剖への対応を警察等と協議すべきで、当該病院との間に中立性を確保している機関で解剖が行われることが望ましい。日本法医学会「異状死ガイドライン」は、決して医師の萎縮医療を招いたり、医師と患者の信頼関係を破壊するような結果にはならないものであり、むしろ、このガイドラインを広く適用することで国民からの医療に対する信頼を回復することになろう。

# 附图まとめ

